

物品の売払いに関する仮契約書

津市（以下「売主」という。）と●●●●（以下「買主」という。）とは、下記の物品売払いについて、次の条項により契約を締結し、日本国の法令を遵守し信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（物件の取扱い）

第1条 売主は、小学校等における使用済みG I G Aスクールタブレット端末（以下「物件」という。）を買主に引渡し、買主は、この契約書、別紙仕様書及び売主の指示に従い、信義誠実に物件を引取る（以下「作業」という。）ものとする。

（契約の要項）

第2条 この契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 件 名 小学校等における使用済みG I G Aスクールタブレット端末の売払い
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 13, 818台
- (4) 契 約 金 額 ●●, ●●●, ●●●●円
(うち消費税及び地方消費税額●, ●●●, ●●●●円)
- (5) 契 約 保 証 金 免除
- (6) 引 取 期 限 契 約 金 額 納 入 後 6 0 日 以 内 (土 曜 日 、 日 曜 日 及 び 祝 休 日 を 含 む 。)
- (7) 引 渡 場 所 別紙仕様書のとおり

（本契約の成立）

第3条 当契約書は仮契約であって、この契約について津市議会の議決に付し、可決後、契約条件の適合をもって本契約書として締結されたものとみなす。津市議会の可決が得られないときは、この契約は無効となる。

なお、買主が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合、又は本市から指名停止を受けた場合は、この契約を解除し、本契約を締結しないものとする。この場合において、売主に損害が生じたときは、買主がこれを賠償するものとする。

2 この契約について津市議会で可決が得られなかった場合又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、売主は買主に対していかなる責任及び費用負担を負わず、買主は売主に損害賠償を請求できないものとする。

（契約金額の支払い）

第4条 買主は、第2条第4号に規定された契約金額を売主の発行する請求書により、この契約について津市議会で可決された日から14日以内（土曜日、日曜日及び祝休日を含む。）に売主の指定する方法で納入しなければならない。

2 売主は、買主が前項に指定する期日までに契約金額を支払うことができないときは当該期日の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払代金に対し、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第34条第1項に規定された率により計算した額を履行遅滞の場合における損害金として買主に請求することができる。

（引渡方法）

第5条 売主は、前条の規定による契約金額納入の確認ができた後、第2条第6号に規定する期限内に、物件を同条第7号に規定する場所において、現状のまま買主に引渡すものとする。

2 買主は、売主から物件の引き渡しを受けるときは、売主の指示に従うとともに、搬送、保険加入等に係る費用及び手配は全て買主の責任と負担において行わなければならない。

3 買主は、引渡し場所ごとに、物件の引き渡しを受けたときは、物件の数量等を記載した受領書を売主に提出し、売主の確認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、引渡し場所において買主による物件の数量等の確認並びに受領書の提出を行わない場合、引渡し後において、買主は数量等について売主に異義を申し立てることはできない。

(所有権の移転)

第6条 物件の所有権移転は、買主が第2条第4号に規定する金額を支払い、前条に規定する物件の引き渡し完了したときとする。

(契約不適合責任)

第7条 買主は小学校等における使用済みGIGAスクールタブレット端末の売掛仕様書に規定するもののほか、所有権移転後に物件に隠れた瑕疵があることを発見しても、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(秘密の保持)

第8条 買主は、作業の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は本契約の解除または期間満了による終了後も存続するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 買主は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ売主の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査等)

第10条 売主は、必要があると認めるときは、いつでも作業について買主に報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(証明書の提出)

第11条 買主は、すべての作業終了後、別紙仕様書のとおり令和9年2月28日までにデータ消去完了証明書を津市教育委員会教育研究支援課へ提出するものとする。

(検査等)

第12条 売主は、前条の規定により、証明書の提出を受けたときは、提出のあった日から起算して10日以内に、この契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第13条 売主は、令和9年2月28日までに作業を完了しない場合で、売主の認める相当の期間内に完了する見込みのあるときは、当該期限の日の翌日から起算して完了した日までの日数に応じ、契約金額に対し規則第34条第1項に規定された率により計算した損害金を買主に請求することができる。ただし、買主が当該作業遅滞の原因が買主の責めに帰する事由によらないことを明らかにした場合は、この限りでない。

(売主の解除権)

第14条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約、別紙仕様書又は売主の指示に違反したとき。
- (2) 引取期限内に引取を完了しないとき、又は令和9年2月28日までに契約を履行しないとき、又は作業の見込みがないことが明らかになったとき。
- (3) 第11条の規定により提出した証明書等に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (4) 作業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 買主が、この契約から生ずる権利義務を第9条ただし書きによる規定によらず第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (6) 正当な理由なくして、買主から契約解除の申入れがあったとき。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる事項に該当したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、買主が法令に違反し又はそのおそれがあり、社会的信用を大きく低下させたとき。

2 契約保証金の納付を免除された者は、前項の規定により契約を解除された場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として納付しなければならない。

第14条の2 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 買主が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団関係者(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。)又は暴力団関係法人等(暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 買主の役員等(買主が、法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。)が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)であると認められるとき。
- (3) 買主又は買主の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 買主又は買主の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 買主又は買主の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき(友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、

スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)

- (6) 買主又は買主の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (7) 買主又は買主の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 買主が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、売主が買主に対し又は買主を通じて当該契約の解除を求め、買主がこれに従わなかったとき。
- (10) 買主が、津市の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は売主への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（原状回復）

第15条 売主が前2条の規定により、この契約を解除した場合で、買主に物件の引き渡し完了しているときは、買主は速やかに売主に物件を返還しなければならない。ただし、処理を開始した端末があったときは、買主は売主の指示に従うものとする。

2 売主は、前項の規定によって、物件の返還があったときは、返還があった物件に相当する金額を買主に返還するものとする。ただし、この場合において返還金に利息は付さないものとする。

（買主の解除権）

第16条 買主は、売主がこの契約に違反し、その違反によって作業を履行することが不可能になったときは、相当の期間を定めて催促をした後、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合には、買主は、これによって生じた損害の賠償を売主に請求することができる

（損害賠償）

第17条 買主は、作業の実施に関し、売主又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が売主の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、売主、買主協議の上、決定するものとする。

3 買主は、この契約に定める義務を履行しないため売主に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（特定の違法行為に対する措置）

第18条 買主は、この契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、売主の請求に基づき、契約金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として売主に支払うものとする。

- (1) この契約に関し、買主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買主が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買主に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買主又は買主が構成事業者である事業者団体（以下「買主等」という。）に対して行われたときは、買主等に対する命令で確定したものをいい、買主等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、買主等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買主に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、買主（買主が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 売主は、買主がこの契約に関し前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

3 第14条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

4 第1項の規定は、作業が完了した後においても適用する。

5 第1項の規定は、売主の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、売主がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（相殺）

第19条 売主は、この契約に関し買主に対して金銭債権を有する場合は、その弁済期が到来すると否とを問わず、売主が買主に対して有する契約代金請求権その他一切の債権と相殺することができるものとし、不足があるときはこれを追徴する。

（作業員の災害等）

第20条 作業の実施にあたり生じた買主の作業員の災害等については、買主が全責任を負うものとする。

(費用負担)

第21条 この契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、買主の負担とする。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する訴訟は、売主の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

(協議等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ売主、買主協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売主、買主記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(登録番号 T 7000020242012)

売主 津市西丸之内23番1号

津市

津市長 前 葉 泰 幸

買主